

糖質カット炊飯器に関するお詫びとお知らせ

平素は格別のご愛顧を賜り、深く御礼申し上げます。

この度、弊社は不当景品類及び不当表示防止法(以下「景品表示法」という。)第7条第1項の規定に基づく措置命令(令和6年2月7日付)に従い、一般消費者の誤認を排除するため、次のとおり周知いたします。

弊社は、弊社が供給する「糖質カット炊飯ジャー」と称する糖質カット炊飯器(以下「本件商品」という。)を一般消費者に販売するに当たり、本件商品の糖質カット炊飯機能で炊飯した米飯は、通常の炊飯機能で炊飯するよりも米飯に含まれる水分量が多く、また食感も柔らかくなるにも関わらず、例えば、令和5年4月27日に、「ニトリ公式通販ニトリネット」と称する自社ウェブサイトにおいて、本件商品及び低糖質釜と称する画像並びに「糖質カット機能なし」と「糖質カット炊飯ジャー」とのご飯100gあたりの糖質を比較した表と共に、「糖質カット炊飯ジャー(4合 NJ101 ホワイト)」、「いつものご飯が低糖質でおいしくヘルシーに!」、「糖質カット機能なし 糖質 4.3g」、「糖質カット炊飯ジャー 糖質 22.2g」、「糖質約48%カット!」、「低糖質モードで一度に最大1.5合のヘルシー糖質カットご飯が炊ける。」及び「低糖質釜を設置して、糖質成分を分離、カット」等と表示するなど、あたかも、本件商品の糖質カット炊飯機能で炊飯することにより、通常の炊飯機能で炊飯した米飯と同様の炊き上がりで、米飯に含まれる糖質(でんぷん)が、48%カットできるかのように示す表示をしておりました。

これらの表示は本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものでした。

本件表示により、お客様をはじめ関係者の皆様に、多大なご心配とご迷惑をお掛けしましたことを、深くお詫び申し上げます。今回の措置命令につきまして、弊社はこれを真摯に受け止め、再発防止に取り組んで参ります。

令和6年3月25日 株式会社ニトリ

お問い合わせ先

フリーダイヤル0120-209-993

株式会社ニトリ お客様相談室

受付時間：午前10時～午後8時(土・日・祝日含む)

*上記窓口にてご提供いただくお客様個人情報は、本件についてのみ使用し、
その他の目的には一切使用いたしません。